



平成 24 年（行ツ）第 102 号

平成 24 年（行ヒ）第 114 号

決 定

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成 23 年（行コ）第 76 号不受理処分取消等請求事件について、同裁判所が平成 23 年 11 月 24 日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人らから上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

理 由

#### 1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

#### 2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 318 条 1 項により受理すべきもの



とは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成25年9月10日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 大 谷 剛 彦

裁判官 岡 部 喜 代 子

裁判官 大 橋 正 春

裁判官 木 内 道 祥



## 当事者目録

上告人兼申立人

同 所

上告人兼申立人

上記両名訴訟代理人弁護士

榎	原	富士子
打	越	さく良
大	谷	美紀子
折	井	純
金	塚	彩乃
川	見	未華
橘	高	真佐美
塩	生	朋子
竹	下	博將
渕	上	陽子
吉	岡	睦子
小	島	延夫
中	川	武隆
寺	原	真希子
豎		十萌子

東京都荒川区荒川2-2-3



被上告人兼相手方 荒 川 区

同 代 表 者 区 長 西 川 太 一 郎

同 指 定 代 理 人 陶 山 敦 司

これは正本である。

平成 25 年 9 月 10 日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官

津村 健一

